

一般社団法人ロボット心臓手術関連学会協議会

定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人ロボット心臓手術関連学会協議会と称し、英文では、Robot-Assisted Cardiac Surgery Councilと表記する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、国との連携のもと、ロボット心臓手術の安全かつ有効な普及に寄与し、患者の治療と福祉に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ロボット心臓手術の実施基準の整備
- (2) ロボット心臓手術の認定医師及び実施施設の認定並びに認定医の教育
- (3) ロボット心臓手術に関する調査、分析及びその公開
- (4) 講演会及び研究発表会等の開催
- (5) 機関誌及び論文図書その他の刊行物の発行
- (6) 国内外の関係学術諸団体との連絡及び連携
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の業務

## 第3章 会 員

(会 員)

第5条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同し、所定の手続きに従って入会を申請し、理事長の承認を得たものとする。

### 1 正会員

- (1) この法人の運営に携わる関連団体とする。
- (2) 正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

(3) 正会員は、その権利を行使する会員代表者1名を定め、社員総会に届けなければならないものとし、会員代表者を変更した場合には、速やかに変更届を事務局に、提出しなければならない。

## 2 施設会員

(1) この法人に認定された施設

(2) 施設会員は、一般法人法上の社員ではなく、かつ議決権を持たない。

## 3 コンソール術者会員

(1) この法人で認定されたコンソール術者

(2) コンソール術者会員は、一般法人法上の社員ではなく、かつ議決権を持たない。

(入会)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、入会の申込を行い、社員総会の承認を受けなければならない。

2. 正会員は、医療従事者を主たる構成員とする法人もしくは団体に限る。

3. この法人の施設会員及びコンソール術者会員になろうとするものは、入会の審査等を受けなければならない。

(経費等の負担)

第7条 社員は、この法人の目的を達成し、その活動に必要な経費に充てるため、経費等を支払う義務を負う。

2. 前項の経費等の額は、社員総会の決議により定めるものとする。

3. 既納付の経費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(会費)

第8条 コンソール術者会員以外の会員は、社員総会において別に定める会費を負担しなければならない。既納付の会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1箇月以上前に、この法人に対して予告するものとする。

(除 名)

第10条 この法人の会員が、この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員が全員同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(社員名簿)

第12条 この法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2. この法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員がこの法人に通知した居所にあてて行うものとする。

## 第4章 社員総会

(構 成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権 限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又この定款で定められた事項

(開 催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招 集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定により理事長がこれを招集する。理事長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

2 社員総会を招集するには、会日より5日前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに招集通知を発しなければならない。

(議 長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3. 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し又は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第20条 社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2. 理事長が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録

により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名又は記名押印する。

## 第5章 役員

(役員)

第22条 この法人に次の役員を置く

(1) 理事3名以上

(2) 監事1名以上

2. 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(資格)

第23条 理事及び監事は、この法人の社員である法人もしくは団体の構成員の中から、社員総会において選任する。但し必要があるときは、この限りでない。

2. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族(その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。

(選任)

第24条 この法人の理事の選任決議は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 理事長は理事の互選によって定める。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、法令及び本定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2. 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の遂行を監査し法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

(顧問)

第30条 この法人に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、この法人に功労のあった者の中から理事長の推挙により、社員総会の決議によって選任する。

3. 顧問は、理事長の諮問に答えるほか、理事長が認めた場合に限り、社員総会に出席して意見を述べることができる。

(事務局長)

第31条 この法人に、理事長を補佐し、事務局の運営のため事務局長を置く。

2. 事務局長は、理事長の推薦により、社員総会の決議によって選任する。

3. 事務局長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

## 第6章 会 計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成する。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計画書）

2. 前項の書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金）

第35条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 公告の方法

（公告の方法）

第39条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第9章 補則

（法令の準拠）

第40条 本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

## 附 則

（最初の事業年度）

この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。